田辺市子ども・子育て会議・平成26年度第1回会議資料

子ども子育て支援制度について

平成26年6月12日 保健福祉部 子育て推進課

子ども・子育て関連3法について

子育てをめぐる現状と課題について

- ○急速な少子化の進行 (平成23年合計特殊出生率 1.39)
- ○結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状
 - ・独身男女の約9割が結婚意思を持っており、 希望子ども数も2人以上。
 - ・家族、地域、雇用など子ども・子育てを 取り巻く環境が変化。
- ○子ども・子育て支援が質・量ともに不足
 - 家族関係社会支出の対GDP比の低さ(日:1.04%、仏:3.00%、英:3.27%、スウェーデン:3.35%)
- ○子育ての孤立感と負担感の増加
- ○深刻な待機児童問題
- ○放課後児童クラブの不足「小1の壁」
- ○M字カーブ(30歳代で低い女性の労働力率)
- ○質の高い幼児期の学校教育の振興の重要性
- ○子育て支援の制度・財源の縦割り
- ○地域の実情に応じた提供対策が不十分

質の高い幼児期の学校教育、 保育の総合的な提供



保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善

- ・待機児童の解消
- ・地域の保育を支援
- ・教育・保育の質的改善

地域の子ども・子育て支援の 充実

子ども・子育て関連3法(平成24年8月成立)の趣旨と主なポイント

◆3法の趣旨

自公民3党合意を踏まえ、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認 識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進

◆主なポイント



- 〇認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付(「施設型給付」) 及び小規模保育等への給付(「地域型保育給付」)の創設
 - *地域型保育給付は、都市部における待機児童解消とともに、子どもの数が減少傾向にある地域における保育機能の 確保に対応
- **〇認定こども園制度の改善**(幼保連携型認定こども園の改善等)
 - ・幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ
 - 既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけず、政策的に促進
 - ・幼保連携型認定こども園の設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ (株式会社等の参入は不可)
 - ・認定こども園の財政措置を「施設型給付」に一本化
- 〇地域の実情に応じた子ども・子育て支援(利用者支援、地域子育て支援拠点、 放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」)の充実



幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援に共通の仕組み

〇 基礎自治体(市町村)が実施主体

- ・ 市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施
- ・ 国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支える

〇 社会全体による費用負担

・ 消費税率の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提 (幼児教育・保育・子育て支援の質・量の拡充を図るためには、消費税率の引き上げに より確保する O. 7 兆円程度を含めて 1 兆円超程度の追加財源が必要)

〇 政府の推進体制

制度ごとにバラバラな政府の推進体制を整備(内閣府に子ども・子育て本部を設置)

〇 子ども・子育て会議の設置

- ・ 国に有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、 子育て支援当事者等(子ども・子育て支援に関する事業に従事する者)が、 子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして、 子ども・子育て会議を設置
- ・ 市町村等の合議制機関(地方版子ども・子育て会議)の設置努力義務

子ども・子育て支援法に基づく給付・事業の全体像

子ども・子育て支援給付

■ 施設型給付

- ・認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付
- ※私立保育所については、現行どおり、市町村が保育所に委託 費を支払い、利用者負担の徴収も市町村が行うものとする

■ 地域型保育給付

- •小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育
- ※ 施設型給付・地域型保育給付は、早朝・夜間・休日保育にも 対応
- 児童手当

地域子ども・子育て支援事業

- 利用者支援、地域子育て支援拠点事業、
 - 一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業等 (対象事業の範囲は法定)
 - ※ 都道府県が実施する社会的養護等の事業と連携して実施
- 延長保育事業、病児・病後児保育事業
- 放課後児童クラブ
- 妊婦健診

※ 出産・育児に係る休業に伴う給付(仮称)→ 将来の検討課題

子どもや子育て家庭の状況に応じた子ども・子育て支援の提供(イメージ)

子ども・子育て家庭の状況及び需要

満3歳以上の子どもを持つ、 保育を利用せず家庭で子育 てを行う家庭 (子ども・子育てのニーズ) 学校教育+子育て支援

満3歳以上の子どもを持つ、 保育を利用する家庭

(子ども・子育てのニーズ) 学校教育+保育+放課後児童ク

ラブ+子育て支援

満3歳未満の子どもを持つ、 保育を利用する家庭

(子ども・子育てのニーズ) 保育+子育て支援 高3歳未満の子どもを持つ、 保育を利用せず家庭で子育 てを行う家庭

(子ども・子育てのニーズ) 、子育て支援

需要の調査・把握

市町村子ども・子育て支援事業計画

計画的な整備

子どものための教育・保育給付

認定こども園、幼稚園、保育所 = 施設型給付の対象※

小規模保育事業者 家庭的保育事業者 居宅訪問型保育事業者 事業所内保育事業者 地域型保育給付の =対象※

(施設型給付・地域型保育給付は、早朝・夜間・休日保育にも対応)

地域子ども・子育て支援事業 ※対象事業の範囲は法定

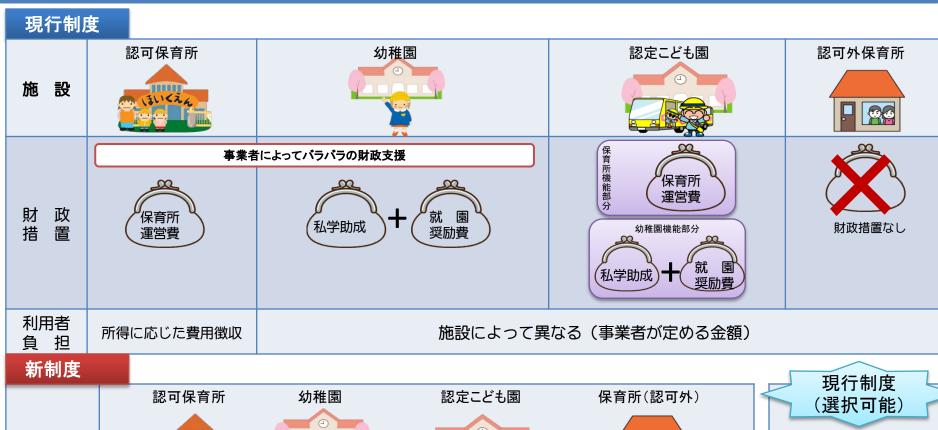
- ・地域子育で支援拠点事業
- 一時預かり
- ·乳児家庭全戸訪問事業等

·延長保育事業 ·病児·病後児保育 事業

放課後児童クラブ

※ 施設型給付・地域型保育給付の対象は、認可や認定を受けた施設・事業者の中から、市町村の確認を受けたもの

《要点①》 施設型給付の創設



財 政措 置

利用者

負 担





《要点②》 地域型保育給付の創設

地域型保育給付とは

市町村が運営(委託)する、「地域型保育事業」を利用する保護者へ支給される給付。 (ただし、給付は事業者の代理受領)

小規模保育	利用定員6人以上19人以下の、小規模な施設での保育サービス。
家庭的保育	家庭的保育者(保育土など)の居宅その他の場所での保育サービス※利用定員は5人以下
居宅訪問型保育	保育を必要とする子どもの居宅での保育サービス。(ベビーシッター)
事業所内保育	従業員の子どもの他、地域において保育を必要とする子どもを対象にした保育サービス

- Q 定員20人、実員10人以下のへき地保育所の場合、定員が20人以上なので認可保育所を目指すことになるか? それとも、ニーズがないということで定員自体を下げてしまう方が良い、あるいは可能か?
- A 児童福祉法における事業の定義上、利用定員が恒常的に20人を下回るような場合は、小規模保育(利用定員6人以上19人以下)や家庭的保育(利用定員6人未満)に移行していただくことが原則と考える。(地域型保育給付の対象となる小規模保育等は、原則として3歳未満を対象とする事業であることから、3歳未満を対象とした事業に対する給付が原則。ただし、市町村の判断で3歳以上を対象とした事業についても特例地域型保育給付により給付が可能)

《要点③》保育の必要性の認定





保育園・幼稚園を問わず、教育・保育 サービスを希望するすべての保護者が、 一旦、市の窓口に申請。

※1号認定の場合は、幼稚園を通じての 代理申請が検討中

②保育の必要性の認定、認定書 の交付



国の定める基準により、保育の必要性を 判断し認定。

③利用調整





申請者の希望、施設の利用状況等に応じ、 利用調整を行う。

⑤契約



保護者は、事業者と契約後、教育・保育 サービスを利用。

※私立保育園は現行どおり。

④利用可能な施設のあっせん・要請



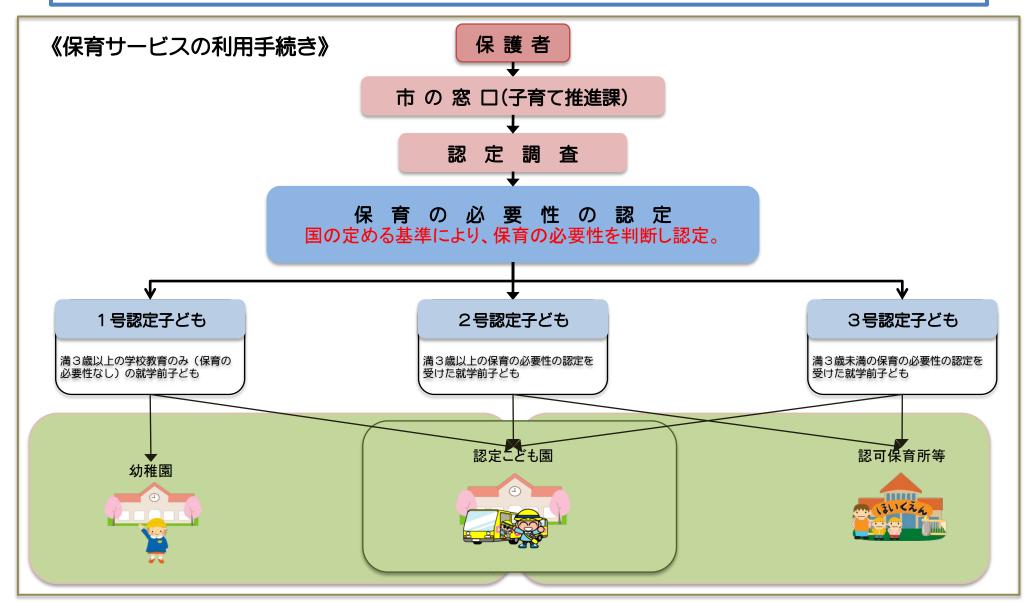






現行制度では定員超過の場合、申請は保留となり、他の施設を利用するなどして入所待機となるが、新制 度では、代替となるサービスが受けられるよう、自治体が調整を行う。

《要点③-2》保育の必要性の認定



子ども・子育て支援事業計画について

2. 市町村子ども・子育て支援事業計画のイメージ①

〇市町村子ども・子育て支援事業計画は、5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画。(新制度の実施主体として、全市町村で作成。)

子ども・子育て家庭の状況及び需要

満3歳以上の子どもを持つ、 保育を利用せず 家庭で子育てを行う家庭 (子ども・子育ての利用希望) 学校教育+子育て支援

満3歳以上の子どもを持つ、 保育を利用する家庭 (子ども・子育ての利用希望) 学校教育+保育+放課後児童クラブ +子育て支援 満3歳未満の子どもを持つ、 保育を利用する家庭 (子ども・子育ての利用希望) 保育+子育て支援 満3歳未満の子どもを持つ 保育を利用せず 家庭で子育てを行う家庭 (子ども・子育ての利用希望) 子育て支援

需要の調査・把握(現在の利用状況+利用希望)

市町村子ども・子育て支援事業計画(5か年計画)

幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、 「量の見込み」(現在の利用状況+利用希望)、「確保方策」(確保の内容+実施時期)を記載。

計画的な整備

子どものための教育・保育給付

認定こども園、幼稚園、保育所 = 施設型給付の対象※ * 私立保育所については、委託費を支弁

小規模保育事業者 家庭的保育事業者 居宅訪問型保育事業者 ▲業所内保育事業者

地域型保育給付 の対象※

(施設型給付・地域型保育給付は、早朝・夜間・休日保育にも対応)

_**地域子ども•子育て支援事業** ※対象事業の範囲は法定

- ・地域子育て支援拠点事業
- -一時預かり
- •乳児家庭全戸訪問事業等

·延長保育事業 ·病児·病後児保育 事業

放課後 児童クラブ

12

2. 市町村子ども・子育て支援事業計画のイメージ②

- 〇市町村子ども・子育て支援事業計画には、基本的記載事項として、幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、市町村が定める区域ごとに、5年間の計画期間における「量の見込み」「確保の内容」「実施時期」を記載。
- ○あわせて、任意的記載事項として、都道府県が行う専門的な知識・技能を要する社会的養護等に係る支援との連携やワーク・ライフ・バランスに係る施策との連携等についても記載。

【市町村子ども・子育て支援事業計画記載事項】(子ども・子育て支援法第61条第2項・第3項)

<必須記載事項>

- 区域の設定 (第2項第1号)
- 各年度における幼児期の学校教育・保育の量の見込み、実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期(第2項第1号)
- 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供 体制の確保の内容及びその実施時期 (第2項第2号)
- 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容 (第2項第3号)

<任意記載事項>

- 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保 (第3項第1号)
- 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携 (第3項第2号)
- 〇 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する 施策との連携 (第3項第3号)

2. 市町村子ども・子育て支援事業計画のイメージ③

- 〇市町村子ども・子育て支援事業計画のポイント ー「量の見込み」、「確保の内容」・「実施時期」
 - く量の見込み>
 - ・幼児期の学校教育・保育・地域子ども・子育て支援事業について、「現在の利用状況+利用希望」を踏まえて 記載(参酌標準)。
 - →住民の利用希望の把握が前提。(子ども・子育て支援法第61条第4項)
 - <確保の内容・実施時期>
 - ・幼児期の学校教育・保育について、施設(認定こども園、幼稚園、保育所)、地域型保育事業による確保の状況を記載。
 - 量の見込みとの差がある場合には、施設・地域型保育事業の整備が必要。
 - (例) 平成27年度に地域型保育事業(50人分)を整備、平成28年度に施設(100人分)を整備
 - ・地域子ども・子育て支援事業についても同様に、確保の状況を記載。また量の見込みとの差がある場合には、 事業の整備が必要。

<確保の内容・実施時期>

〇区域設定

〇幼児期の学校教育·保育

く量の見込み>

- ○教育のみ<1号>
- ○保育の必要性あり(3-5歳) <2号>
- 〇保育の必要性あり(0-2歳) <3号>

○地域子ども・子育て支援事業

利用者支援、地域子育て支援拠点事業、一時預かり 事業、乳児家庭全戸訪問事業、ファミリーサポートセ ンター事業、延長保育事業、病児保育事業、放課後 児童健全育成事業等(13事業)

※上記のほか、人口減少地域などでは、上記以外の事業による確保も可能。 確保の内容、 量の見込み 実施時期

○施設(認定こども園、幼稚園)で確保

○施設(認定こども園、保育所)で確保

○施設(認定こども園、保育所)、地域型保育事業で確保

例)「保育の必要性あり(3-5歳) <2号>」→地域型保育事業で確保

不足が ある場合 は整備

(〇年度に〇人分)

不足が

ある場合

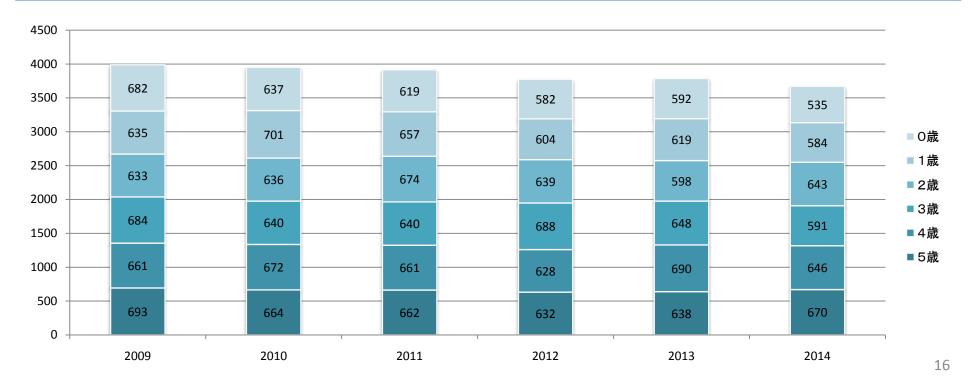
は整備

- 認定こども園の普及、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の推進方策に係る事項
- 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保
- 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携
- 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

資 料

住民基本台帳に基づく0歳~5歳の推移

	2009	2010	2011	2012	2013	2014
5歳	693	664	662	632	638	670
4歳	661	672	661	628	690	646
3歳	684	640	640	688	648	591
2歳	633	636	674	639	598	643
1歳	635	701	657	604	619	584
O歳	682	637	619	582	592	535
計	3,988	3,950	3,913	3,773	3,785	3,669



平成26年度 保育所・幼稚園の定員(田辺幼稚園(休園)の定員(110名)除く)

	定	員	
公立認可保育所	880	公立幼稚園	420
公立へき地保育所	315	私立幼稚園	990
私立保育所	670	(認定こども園) 定員は、保育所・幼稚園に含む)	幼180 保 40
保育所 計	1,865	幼稚園 計	1,410
合 計			3,275

平成26年度 保育所・幼稚園の実入所者数(田辺市在住)

年 齢	住 基	保育所	幼稚園	
5歳(H20.4.1~H21.3.31)	670	375(8)	317	-22
4歳(H21.4.1∼H22.3.31)	646	368(4)	268	10
3歳(H22.4.1∼H23.3.31)	591	337(2)	204	50
2歳(H23.4.1∼H24.3.31)	643	288(2)	55	300
1歳(H24.4.1~H25.3.31)	584	188(2)		396
O歳(H25.4.1~H26.3.31)	535	47		488
計	3,669	1603(18)	844	1,222 -

3~5歳児については、ほ とんど通所・通園できてい ると思われる。

[※]住民基本台帳及び保育所4月1日・幼稚園は6月1日現在 ()内は周辺自治体への入所者

[※]周辺の自治体からの入所者は除く

内閣府

子ども・子育て支援新制度について

ホームページ・アドレス

http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/index.html